

審議スケジュール(琵琶湖森林づくり県民税)

諮問

第22回(11月18日)

- ・琵琶湖森林づくり県民税の活用状況について
- ・制度概要について

第23回(1月頃)

- ・森林基本計画の方向性について

第24回(3月頃)

- ・森林基本計画【素案】について
- ・森林審議会委員との意見交換
- ・県民税の方向性について

第25回(5月頃)

- ・答申案について

答申

7月頃

※森林基本計画＝琵琶湖森林づくり基本計画
(琵琶湖森林づくり条例第9条に規定)

琵琶湖森林づくり県民税スケジュール(予定)

	令和6年度(2024年度)									令和7年度(2025年度)									令和8年度(2026年度)		
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議会			● 9月定例会議		● 11月定例会議		● 2月定例会議				● 一斉常任		● 6月定例会議		● 9月定例会議	● 11月定例会議		● 2月定例会議			
森林審議会	点検評価		諮問		森林基本計画の方向性・骨子案		森林基本計画素案①		森林基本計画素案②				答申	森林基本計画原案作成		森林基本計画原案公表	森林基本計画原案修正	森林基本計画決定			森林基本計画改定
税制審議会					第22回	第23回	第24回		第25回		答申				議会説明	条例改正					税条例施行
			・諮問 ・現行制度説明 ・琵琶湖森林づくり県民税の活用状況		・森林基本計画の方向性		・森林基本計画素案説明 ・森林審議会委員との意見交換 ・県民税の方向性		・答申案検討												

※森林基本計画＝琵琶湖森林づくり基本計画
(琵琶湖森林づくり条例第9条に規定)

琵琶湖森林づくり県民税について

趣旨(第1条)

- この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、**環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため**、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

検討(付則第6項)

- 琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例(令和2年滋賀県条例第56号)の**施行(※)後5年**を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、**必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

※令和2年12月28日施行

① 評価について

○琵琶湖森林づくり県民税を継続することについてはどうか

② 用途について

○琵琶湖森林づくり県民税を充当する施策についてはどうか

③ 課税方式について

○これまでと同様に県民税均等割超過課税方式とすることについてはどうか

④ 税率について

○現行の税率を維持することについてはどうか

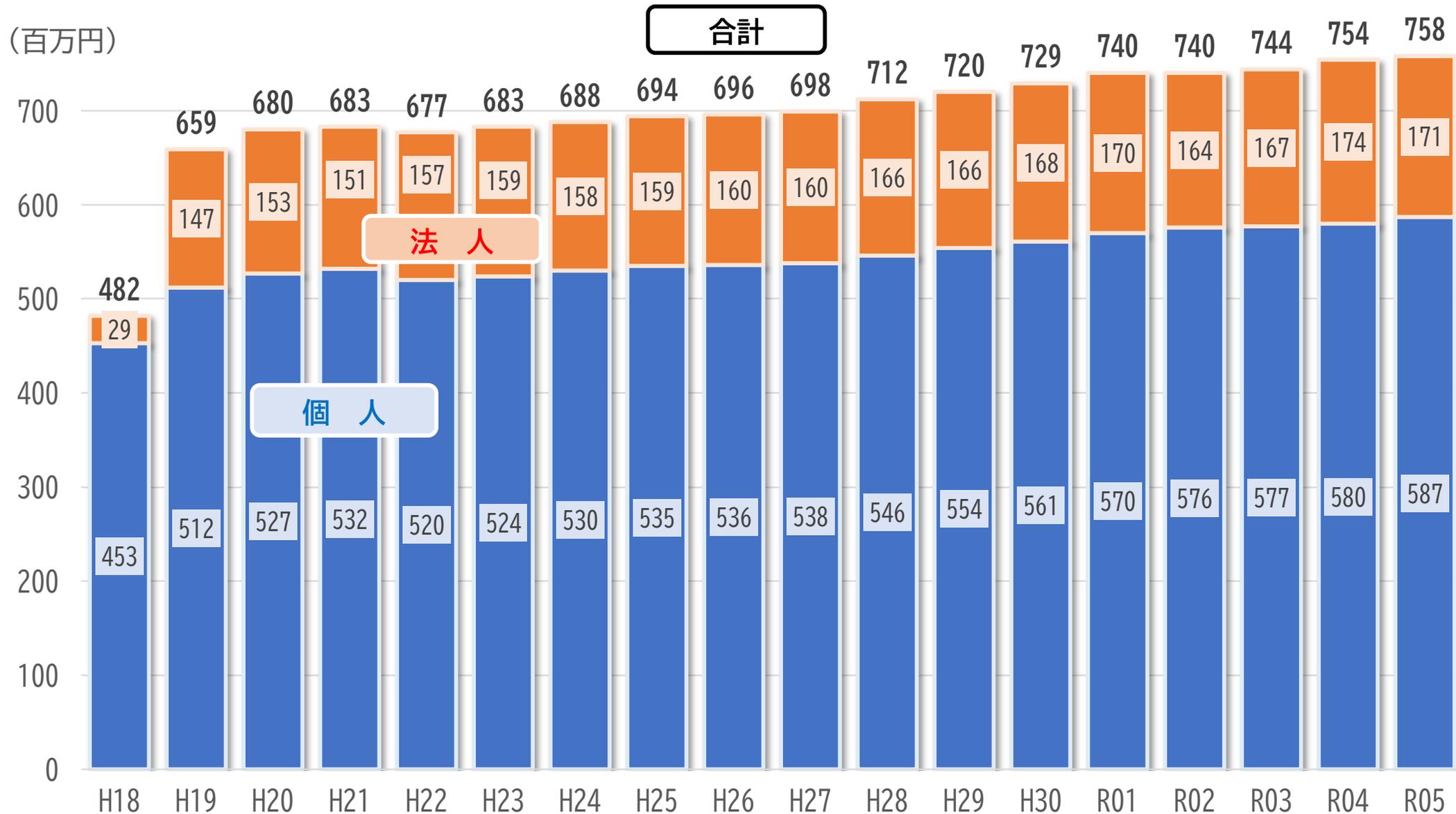
⑤ 次回の見直し検討時期について

○次回の見直し時期を同様に5年後を目途とすることについてはどうか

琵琶湖森林づくり県民税(特例措置の内容)

項目	内容		
納税義務者	個人:1月1日現在で県内に住所等のある個人 法人:県内に事務所等のある法人等		
課税方式	県民税均等割の標準税率に一定額を加算する 県民税均等割 超過課税方式		
加算額	個人:(標準税率)1,000円、 (加算額)+800円		
	法人		
	資本金等の額	標準税率	加算額
	1千万円以下	2万円	+2,200円
	1千万円超1億円以下	5万円	+5,500円
	1億円超10億円以下	13万円	+14,300円
	10億円超50億円以下	54万円	+59,400円
50億円超	80万円	+88,000円	
<参考> 税込	令和5年度決算額 7.6億円(個人:5.9億円、法人:1.7億円)		

税収の推移



全国の状況(都道府県)

- 森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の実施団体数: 37団体 (R6年4月時点)

※未実施: 北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、徳島県、香川県、沖縄県

- 個人

超過税率	団体数	団体名
1,200円	1	宮城県
1,000円	6	岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
800円	3	秋田県、 滋賀県 、兵庫県
700円	3	栃木県、群馬県、愛媛県
600円	1	京都府
500円	20	奈良県、和歌山県 他
400円	1	静岡県
300円	1	大阪府
300円+所得割0.025%	1	神奈川県

- 法人

超過税率	団体数	団体名
1,000円~100,000円	1	富山県
2,200円~88,000円	1	滋賀県
2,000円~80,000円	8	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県、兵庫県
1,600円~64,000円	1	秋田県
1,400円~56,000円	3	栃木県、群馬県、愛媛県
1,000円~40,000円	19	奈良県、和歌山県 他
500円	1	高知県
法人への超過課税なし	3	神奈川県、京都府、大阪府(※他目的の超過課税あり)

用途

琵琶湖森林づくり県民税条例

第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であって、森林経営管理法(平成30年法律第35号)の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので**知事が別に定めるもの**に要する経費に充てるものとする。



琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱

第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げる施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵(かん)養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

※ 税の用途を明確にする仕組みとして、滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設け、各施策の財源に充当

琵琶湖森林づくり県民税条例の改正等の経緯

議会上程時期	改正等の概要
平成17年6月	<p>琵琶湖の水源かん養や県土の保全等の森林の有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を安定的に確保するため新設</p> <p>適用期間：平成18年4月1日～</p> <p>税率：【個人】800円 【法人】法人県民税均等割額の標準税率の11%相当額</p> <p>見直し時期：施行後5年を目途</p>
平成22年11月	<p>現行のまま継続し、次回の見直し時期は施行後5年を目途とする</p>
平成28年9月	<p>現行のまま継続し、次回の見直し時期は施行後4年を目途とする (森林審議会における次期基本計画の方向性に係る議論と平行して検討するため)</p>
平成31年2月	<p>森林環境税・森林環境譲与税の創設に伴い、第4条(使途)を追加し、琵琶湖森林づくり県民税の充当先施策を明確化</p>
令和2年11月	<p>現行のまま継続し、次回の見直し時期は施行後5年を目途とする</p>

① 評価について

- 琵琶湖森林づくり県民税は、琵琶湖森林づくり基本計画に掲げる目標の達成に向けて、森林と琵琶湖との関係を重視しながら、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」を推進するための貴重な財源である。

→引き続き財源の確保を図るため、県民税を継続

② 使途について

- 森林環境譲与税の譲与開始に伴い、「琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針」を策定されているが、効果性および効率性の観点から合理的であり、今後もその整理によって県民税と譲与税を使い分けていくことが適当。

→現行の考え方を継続

③ 税率について

- 県民税事業の事業費と基金積立額を均衡させるためには、税率を引き上げる必要があるが、基金累計残額の活用により、一定期間事業を維持することが可能。

→現行の税率を維持

④ 次回の見直し検討時期について

- 県民税の見直しの検討と森林基本計画の見直しを同時期に行う場合、滋賀県税制審議会と滋賀県森林審議会の考えが異なった場合に調整が行いやすいことなどのメリットがある。

→次回の見直し検討時期をこれまでと同様に施行後5年とする。

① 琵琶湖森林づくり県民税の認知度向上について

- 県民税の認知度の低さは、創設以来の課題である。県民税は実質的には目的税であり、県民にこれを負担している意識が欠如していると、施策の効果性および効率性を阻害する要因となるため、基本構想や基本計画など、滋賀県の目指す森林のあり方を県民と共有するとともに、県民税の認知度の向上を図ることが必要。

→広報誌「県政プラスワン」や森づくり・木育に関するイベント等により積極的に周知を実施。

② 市町への支援について

- 森林面積や人口が少ない市町においては、森林環境譲与税が、金額が僅少であることなどを理由に基金に積み立てられている状況であるが、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があることから、市町にその趣旨を説明し、早期の活用を促すとともに、そのために必要な助言等の支援を行うことが適当。

→使途について報告を求めるとともに、随時助言を実施。

③ 森林経営管理制度について

- 県民税は、森林の持つ公益的機能が広く県民全体に及ぶことに鑑み創設されたものであるが、森林を経営管理する責務は、一次的には森林所有者が負うものである。森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度を推進することにより、意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を集約していくことで、県民税事業の効果的かつ効率的な実施に繋げていくことが必要。

→県出先機関の林業普及指導員および森林情報アドバイザーから随時助言を実施。

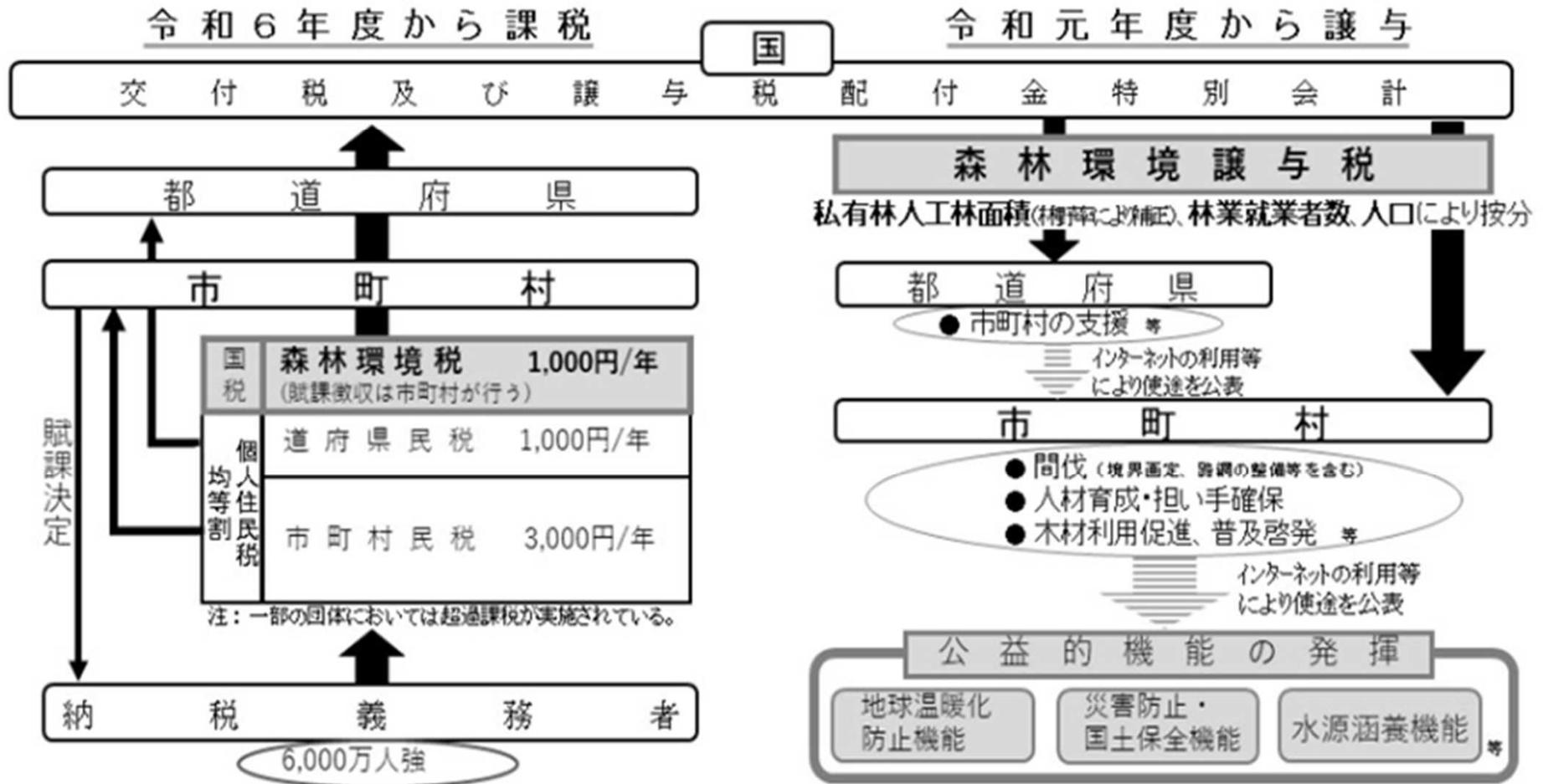
森林環境税、森林環境譲与税について

森林環境税	
納税義務者	国内に住所を有する個人
税率	1,000円 ※個人住民税と併せて賦課
賦課徴収等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が当該市町村の個人住民税と併せて賦課徴収 ・都道府県を經由して交付税および譲与税配付金特別会計に払込み ・「森林環境譲与税」として、各都道府県、市町村に交付
施行期日	令和6年1月1日

森林環境譲与税													
譲与先	市町村および都道府県												
譲与総額	森林環境税の収入額に相当する額 ※ 令和元年度～6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用												
譲与基準	<p>(1) 市町村 譲与総額の10分の9の額 ※ 令和元年度は5分の4の額であり、令和6年度にかけて段階的に移行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上記の内訳</th> <th>割合</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5.5/10</td> <td>私有林人工林の面積によりあん分 ※ 林野率による補正あり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2/10</td> <td>林業就業者数によりあん分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.5/10</td> <td>人口によりあん分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元年度～5年度までの間は、5/10、2/10、3/10</p> <p>(2) 都道府県 譲与総額の10分の1の額 ※ 令和元年度は5分の1の額であり、令和6年度にかけて段階的に移行 (譲与総額の内訳は、市町村と同様)</p>	上記の内訳	割合	基準		5.5/10	私有林人工林の面積によりあん分 ※ 林野率による補正あり		2/10	林業就業者数によりあん分		2.5/10	人口によりあん分
上記の内訳	割合	基準											
	5.5/10	私有林人工林の面積によりあん分 ※ 林野率による補正あり											
	2/10	林業就業者数によりあん分											
	2.5/10	人口によりあん分											
譲与時期	毎年度9月および3月												
譲与税の用途	<p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 森林の整備に関する施策 イ 森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進]に関する施策 <p>(2) 都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当該都道府県の市町村が実施する(1)ア、イに掲げる施策の支援に関する施策 イ 当該都道府県の市町村が実施する(1)アに掲げる施策の円滑な実施に資するための(1)アに掲げる施策 ウ (1)イに掲げる施策 												

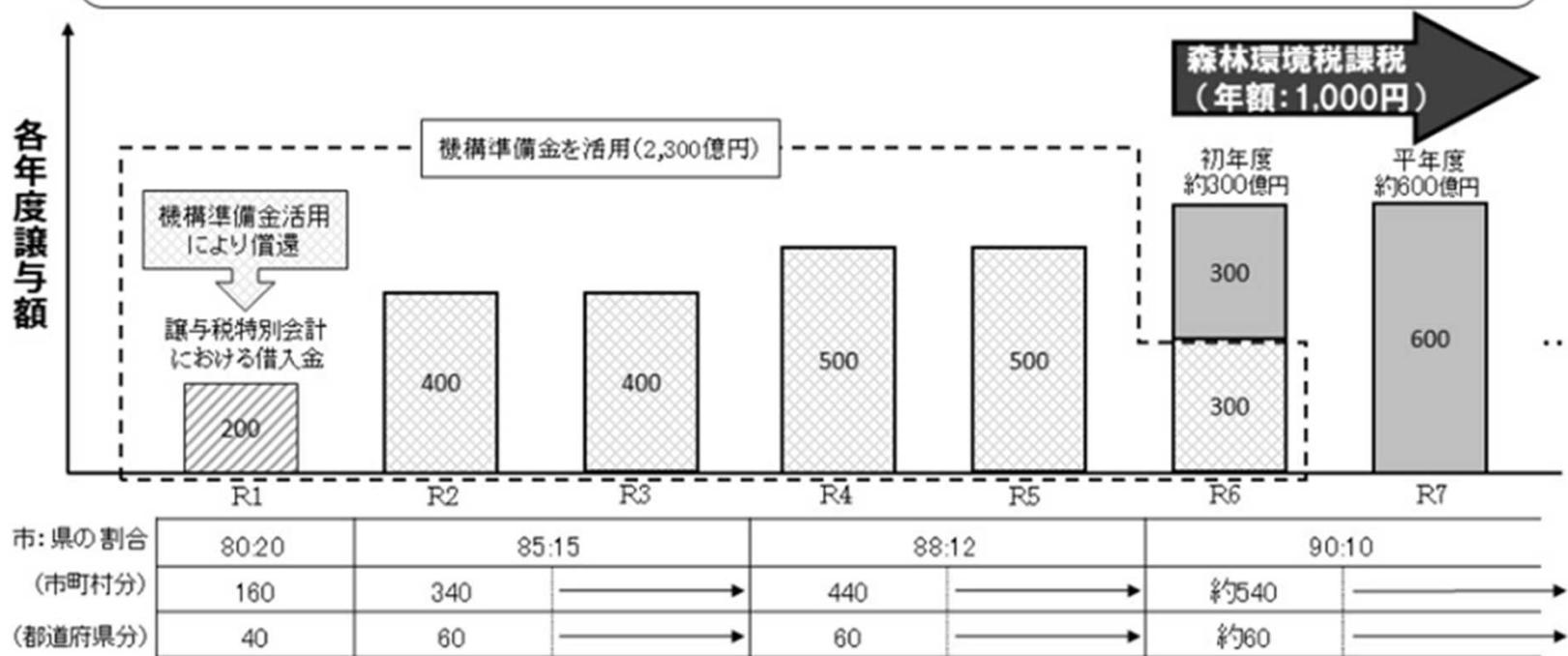
森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】 *R6以降の年度分の譲与税について適用

市町村分	55% : 私有林人工林面積(※以下のとおり林野率による補正)		
	20% : 林業就業者数	林野率	補正の方法
	25% : 人口	85%以上の市町村	1.5倍に割増し
都道府県分	市町村と同じ基準	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

森林環境譲与税の本県への譲与額（実績）

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大津市	25,443	54,066	54,449	73,040	73,040
彦根市	5,653	12,014	12,265	17,010	17,010
長浜市	16,040	34,086	34,130	45,286	45,286
近江八幡市	3,524	7,490	7,512	9,634	9,634
草津市	5,392	11,458	11,770	15,518	15,518
守山市	3,016	6,410	6,571	8,856	8,856
栗東市	4,209	8,946	9,062	10,670	10,670
甲賀市	23,146	49,186	49,353	61,386	61,386
野洲市	2,160	4,592	4,635	6,354	6,354
湖南市	3,698	7,860	7,900	10,142	10,142
高島市	14,001	29,752	30,348	37,010	37,010
東近江市	11,537	24,516	24,670	30,132	30,132
米原市	7,687	16,336	16,594	22,026	22,026
日野町	3,502	7,442	7,560	9,866	9,866
竜王町	574	1,222	1,202	1,526	1,526
愛荘町	1,420	3,020	3,035	4,120	4,120
豊郷町	280	594	585	746	746
甲良町	322	688	645	664	664
多賀町	9,487	20,162	20,243	24,322	24,322
市町計	141,091	299,840	302,529	388,308	388,308
県分	35,275	52,912	53,388	52,951	52,951
全国計	20,000,000	40,000,000	40,000,000	50,000,000	50,000,000
うち市町村分	16,000,000	34,000,000	34,000,000	44,000,000	44,000,000
うち都道府県分	4,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
（市・県の割合）	80：20	85：15		88：12	

森林環境譲与税の用途

- 本県では、森林環境譲与税を森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援等に要する経費に充当することとしている。

- 森林境界明確化推進事業
 - ・市町が実施する意向調査や境界明確化の推進のため、公図を調整した境界明確化参考図（合成公図）を作成し、提供
 - ・航空レーザ計測による森林資源解析を行い、森林管理権集積計画の基礎資料として市町に提供
 - ・森林情報アドバイザー1名を外部組織に設置し、市町の情報交換の場である滋賀県森林整備協議会の運営や市町へのアドバイスおよび情報収集を実施

- 森林・林業人材育成事業
 - ・経営管理の担い手であり、林業現場の即戦力となる人材の育成を目的とした「滋賀もりづくりアカデミー」において、専門性の高い研修を実施
 - ・市町職員が、森林経営管理制度等に取り組むため、森林・林業に関する専門的な知識や技術を習得するための研修を実施

「琵琶湖森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の使途の明確化の概要

